

「風越霊園」墓地管理使用規定

(目的・適用)

第1条 峯高寺および真光寺(以下「経営者」という)の経営する墓地(風越霊園)は、原則として経営者に帰属する檀徒、門徒、及びその縁故者および管理者が認めた方のために供される。

- 2 本規定は、墓地の管理・使用に関する基準を定め、その使用、管理が適切に行われることを目的とする。

(管理者)

第2条 墓地の管理者は、経営者たる寺の代表役員である住職とする。

- 2 墓地の日常管理及び整備は経営者との契約により奥村州平が行う。

(墓地の使用者の資格)

第3条 墓地の使用者は、経営者たる寺の檀徒、門徒を原則とするが、管理者が認めるときはこの限りではない。

(墓地の使用)

第4条 使用者は、次に掲げる墓地の区画(以下「墓所」という)を、契約成立後第9条又は第10条の規定により契約が解除されない限り、継続して使用する権利を有する。

- 2 使用者は、「埋蔵者報告書」(様式第8号)を管理者に提出し、墓所内に使用者の親族及び縁故者の焼骨を埋蔵することができる。
- 3 使用者は、墳墓の設置、焼骨の埋蔵その他墓地本来の使用目的以外のために墓所を使用してはならない。
- 4 使用者は、管理者の承諾を得ずに墓所を使用する権利を他人に譲渡し、又は他人に当該墓所を使用させてはならない。
- 5 墓所内の設備については、「墓石等工事着工届出書」(様式第7号)を提出し、事前に管理者の承認を受けなければならない。

なお、下記の制限がありますのでこれに従ってください。

墓石の高さは、通路面より250センチメートル以内。

盛土の高さは、通路面より45センチメートル以内。

困障をする場合は、通路面より75センチメートル以内。

植生はしない。

その他の事項についてはその都度協議します。

また、使用者が建墓される場合には、経営者側における今後の維持管理の責任上、当方の指定する石材業者(第14条参照)をご利用ください。

(永代使用料・永代使用許可証の交付)

第5条 使用希望者は、経営者が別に定める「墓地使用許可申請書」(様式第1号)に住民票謄本を添え所定の事項を記載の上、別に定めるところの永代使用料(以下「使用料」という)、管理料を納入し、「永代使用許可証」(様式第2号)の交付を受けるものとする。

- 2 永代使用許可証を紛失又は汚損した場合は「永代使用許可証再交付申請書」(様式第5号)に、また承継により使用名義人が変更した場合は「永代使用権(地位)承継届出書」(様式第3号)に、別に定めるところの再交付手数料を添えて、永代使用許可証の再交付を受けるものとする。ただし、承継により使用名義人が変更した場合には、上記のほか承継原因を証する書類並びに承継者の住民票謄本等管理者が必要とする書類を添付するものとする。
- 3 永代使用許可証の記載事項に変更があったときは、速やかに「永代使用許可証記載事項変更届出書」(様式第4号)を提出し訂正を受けるものとする。

(墓地の管理)

第6条 墓所及び墓所前通路の清掃、除草については、当該墓所の使用者がその責任を負う。なお清掃等によって発生したごみについては、その都度使用者において持ち帰り処分する。

- 2 墓所の環境整備その他管理(前項に規定するものを除く。)については、管理者がその責任を負う。

(管理料)

第7条 管理者は、前条第2項に要する費用に当てるため、別に定めるところにより、使用者に対して毎年管理料を請求するものとし、使用者はこれを支払わなければならない。

- 2 管理者は、物価の変動等により、当該時点における管理料によっては前項に規定する費用を賄うことができなくなったとき又はその確実な見込みが生じたときは、必要かつ相当と認められる範囲内において、管理料を改定することができる。この場合において、経営者は、改定後の額及び具体的な理由を明記して、使用者に対し、事前に書面により通知するものとする。

(使用者の地位の承継)

第8条 使用者の死亡により、使用者の祭祀承継者がその地位を承継して墓所の使用を継続する場合には、当該祭祀承継者は、速やかに「永代使用権(地位)承継届出書」(様式第3号)に住民票の写しを添えて経営者に届出を行うものとする。

- 2 使用者の祭祀承継者が墓所の使用を継続しない場合には、「墓地返還届出書」(様式第6号)をもって経営者にその旨を届出するものとする。

(使用者による契約の解除)

第9条 使用者は、書面をもって契約を解除することができる。

- 2 前項の場合においては、使用者は既に支払った使用料及び管理料の返還を請求することはできない。

ただし、墓所に墓石の設置等を行っておらず、かつ焼骨を埋蔵していない場合において、使用者が既に使用料を納付しているときは、契約成立後3ヶ月以内に契約を解除する場合に限り、経営者は、当該使用料の5割相当額を返還するものとする。

- 3 第1項の場合において、契約解除の日の属する年の管理料を納付していないときは、使用者は当該管理料を支払わなければならない。

(経営者による契約の解除)

第 10 条 経営者は、使用者が使用料を所定の期日までに支払わなかったときは、書面をもって、契約を解除することができる。

- 2 前項に規定する場合のほか、使用者が次の各号の一つに該当する場合には、経営者は相当の期間を定めて債務の履行を催告し、その履行がないときには、書面をもって、契約を解除することができる。

3 年以上管理料を支払わなかった場合

第 4 条第 3 項に規定する使用目的に違反して墓所を使用した場合

第 4 条第 4 項に違反して墓所を使用する権利を他人に譲渡し、又は他人に当該墓所を使用させた場合

使用者である法人が解散した場合

使用者が死亡した日から起算し、3 年を経過しても第 8 条に規定する祭祀承継者からの地位承継届出書が提出されない場合

他の使用者の信仰に圧力を加えたり、近隣の迷惑になるような行為をしたとき

その他管理者の判断により相当と認められた場合

(契約終了及びこれに伴う措置)

第 11 条 契約は次に掲げる場合に終了する。

第 8 条 2 項の届出があったとき

第 9 条および第 10 条の規定により契約が解除されたとき

- 2 契約が終了したときは、使用者であった者又はその祭祀承継者(次項及び第 4 項において「元使用者等」という。)は、速やかに墓所内に設置された墓石等を撤去し、墓所内に埋蔵された焼骨を引き取るものとする。
- 3 元使用者等が前項に定める義務を履行しない場合において、契約終了後 3 年を経過した場合には、経営者は、墓石等を墓地内の所定の場所に移動し、及び法令の規定による改葬手続きを経て埋蔵された焼骨を墓地内の合葬墓又は納骨堂に移すことができる。
- 4 前項の場合においては、経営者は実費を元使用者等に請求することができる。

(天災等による責務)

第 12 条 天災等の不可抗力により墓地経営の継続が不可能になった場合には、経営者はその責に任じない。

(規定の改廃)

第 13 条 本規定の改廃は、経営者の責任役員会の決議を経て行う。

(指定業者)

第 14 条 第 4 条 5 項の指定業者は、長野県下伊那郡下条村睦沢 220
有限会社仲川石材 0260-27-3516 とする。

(付則)

第 15 条 本規定は平成 16 年 6 月 1 日に制定、施行する。